

公 募

公募型樹木伐採試行募集要項

～河川法第25条を適用した公募型伐採の試行～

平成30年9月14日

北陸地方整備局

羽越河川国道事務所長

1. 目的

荒川の河川内には多くの樹木が繁茂しており、これら樹木を放置すると樹林化が進行し、洪水時の水の流れの妨げとなることや、流された樹木により堤防や護岸などの河川管理施設に損傷等を与える可能性があるなど、治水上問題があります。さらに河川内の樹林化により、河川巡視に支障をきたしたりゴミ等が投棄されるなど、河川の維持管理や環境上の問題もあります。

このため、国土交通省羽越河川国道事務所では、これらの対策として計画的に河川内の樹木伐採作業を行っております。

しかしながら、樹木伐採には相当の費用を要することから、コスト縮減及び木材資源の有効活用を図る試みとして、樹木の伐採を希望する方（個人・団体）を募り、河川法第25条の規定に基づく採取許可により、河道内樹木を伐採する取り組みを試行いたします。

2. 場所

1者（1団体又は1家庭）につき応募は1件とします。場所は別紙位置図等に示す箇所を予定していますが、現地状況等により変更する場合があります。

伐採場所： 関川村打上地先（荒川水系荒川左岸高水敷）

募集数： 15者〔1者当たり樹木2～3本（軽トラック2台分程度）〕

3. 伐採樹木

指定された樹木に限ります。

4. 現地状況、その他

- ・樹木の状況：主に広葉樹（やなぎ等）

胸高直径 10 c m～30cm 程度のものが 2～3 本程度です。下草刈りは行っていない。

- ・運搬路：伐採箇所近くまで軽トラック程度の車両の進入が可能です。

- ・現地状況に関する問い合わせ先：羽越河川国道事務所 荒川出張所

〒959-3131 村上市藤沢 27-1 Tel 0254-62-2528 Fax 0254-62-1412

5. 樹木の伐採及び採取期間

平成 3 0 年 1 1 月 1 6 日（金）から平成 3 0 年 1 2 月 1 4 日（金）まで

6. 樹木採取料 ： 免 除

採取料については、河川法第 2 5 条の許可を受けた者が河川法第 3 2 条の規定により、新潟県から徴収（新潟県河川流水占用料等徴収条例）されることとなりますが、今回の採取料については、免除されます。

7. 伐採条件

下記の条件及び別途発行する許可書の留意事項に従って実施して下さい。

（1）実施内容、費用等の負担、

伐採、搬出について要する費用、労力等は、全て伐採を認められた応募者（以下伐採資格者という）の負担とします。伐採した樹木は無償で持ち帰ることが出来ます。なお、小枝（径 1 cm 程度以下）については伐採資格者が持ち帰りを希望しない場合は、一箇所集積して頂きます。

(2) 損害・事故の防止及び賠償責任

作業に伴い、堤防天端道路等の河川利用者、土地所有者、占用者及び他区画の伐採資格者等へ損害を及ぼさないよう安全な方法で実施するものとし、万一損害・事故等が発生したときは伐採資格者（当事者）が賠償責任を負うものとします。

(3) 手続き及び伐採時期

① 公募期間終了後速やかに伐採資格者を選定（抽選）し通知します。

② 通知を受けた後、河川法第25条の許可に係る申請書を提出していただきます。

※ 申請書作成方法は通知の際にお知らせします。

③ 上記申請により伐採資格者として現地採取作業の許可書を発行します。

④ 許可を受けた伐採資格者は、平成30年12月14日までに伐採していただきます。

すべての作業の完了後、荒川出張所において現地確認を行い、問題があれば手直し等を指示する場合があります。

(4) 作業実施時間

8時から17時とします。土日祝日も可能です。ただし、出水により伐採箇所が冠水する恐れがある場合、その他の理由により河川管理者から指示があった場合は作業できません。

(5) その他

① 事故等が発生した場合、または、第三者に損害を及ぼした場合、苦情等を受けた場合は速やかに、荒川出張所へ報告してください。なお、連絡にあたっては、必要に応じて警察や消防に通報するなど、第三者及び伐採者の安全確保を優先して下さい。

② 河川管理施設を損傷しないよう注意し、損傷した場合には指示に従い原形復旧していただきます。

③ ゴミ等は出さないものとし、使用後の後片付け、清掃は入念に行い河川美化に努めてください。

④ 伐採箇所以外の民地、占用地には立ち入らないでください。

8. 応募資格

個人、法人、地方自治体など特に制限はありませんが、新潟県内に住所を有する者であり、伐木を自家消費用とする場合に限りします。

9. 応募者多数の場合の伐採資格者の決定方法

公共機関または公益的事業を目的とする団体等を優先し、その他については原則として羽越河川国道事務所が抽選を行い、伐採指定樹木を含めて公平に決定し、その結果を速やかに応募者へ通知します。抽選結果について不服申し立ては認められません。

10. 申し込み方法

別紙応募用紙に必要事項を記載し、応募受付期限までに下記へ提出して下さい。

(郵送、FAX、持参可。)

① 受付期間：平成 30 年 9 月 14 日（金）から平成 30 年 10 月 9 日（火）まで

なお、持参する場合は 平日の 9 時 00 分から 17 時 00 分まで

※郵送の場合は 10 月 9 日(火)17 時 00 分必着

②受付場所：北陸地方整備局 羽越河川国道事務所 工務第一課 河川管理係

〒 959-3196 村上市藤沢 27-1

Tel 0254-62-6032 、 Fax 0254-62-1411

11. その他

- ・応募者は止むを得ない事由が発生した場合は、いつでも取り下げの申し出が可能です。
- ・伐採資格者を通知した以後において、伐採資格者に河川管理上好ましくない行為があった場合には許可を取り消す場合があり、その際には伐採資格者が伐採のためにそれまでに負担した費用は補償しません。また、伐採資格者に原状回復等の措置を求める場合があります。
- ・公募後に生じた事情により、公募手続の進行状況の如何に関わらず中断する場合があります。

以 上

応 募 用 紙

平成30年 月 日

北陸地方整備局

羽越河川国道事務所長 殿

〈応募者〉

住 所 : 〒.....

.....

氏 名 :

※押印は不要

平成30年9月14日付けで公募された荒川水系荒川における河川区域内の樹木採取について応募します。

なお、公募資料について、内容確認及び了承していることを申し添えます。

記

1. 伐採木の使用目的 :

2. 応募者の連絡先 (※ 電話番号の記入は必ずお願いします。)

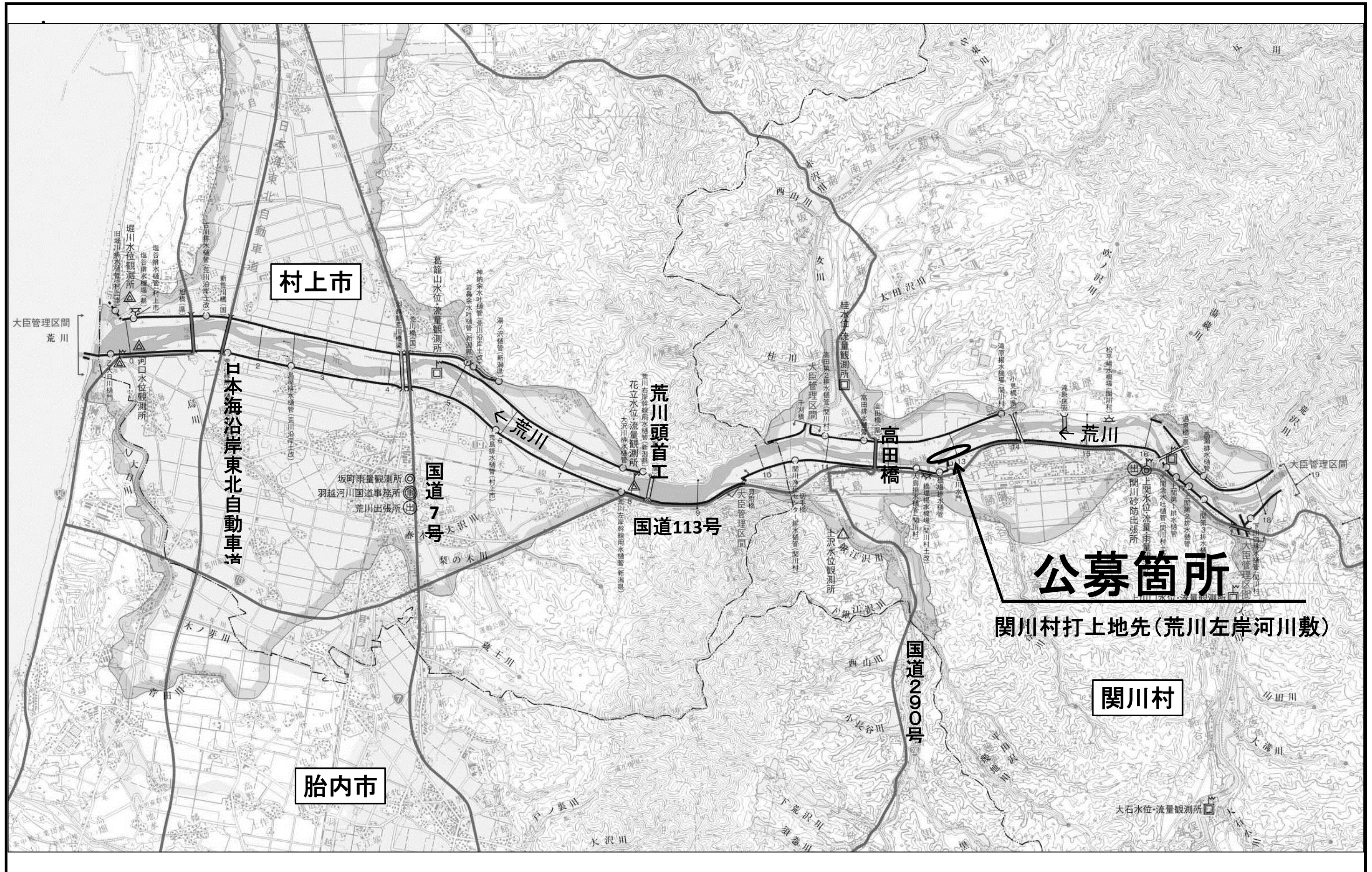
電話番号 :

F A X :

メールアドレス :

以 上

位置図



関川村打上地先(荒川左岸河川敷)

一般国道113号

荒川

公募箇所

この範囲の中の樹木が対象

